

がんばる中小企業を 応援します

産業振興支援 補助事業

産業振興課
☎24-8844

市は、販路開拓や人材育成などに積極的に取り組む中小企業を支援するために、「市産業振興支援事業」を実施しています。今年度の補助金メニューは次のとおりです。

1事業者
補助金
メニューは
1つまで

資金繰りが
難しい 商品が
売れない 後継者が
いない

企業のお悩みございませんか？
県よろず支援拠点の専門スタッフがどんな悩みにも対応します。

「よろず丸亀サテライト」

毎月1回開催
第4木曜日

相談
無料 要
予約

4月の相談は16日暮らしのカレンダーをご覧ください。

申し込み・問い合わせ 産業振興課 ☎24-8844 FAX 24-8863
香川県よろず支援拠点 ☎087-868-6090

平成29年度 丸亀市産業振興支援補助金メニュー一覧

募集期間/4月3日(月)から随時(予算状況により受付終了)

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額など
区分	内容			
人材確保・定着	企業インターンシップ	求職者の職業観を向上させ、また企業は自社をPRし優秀な人材の発掘につなげるための職業体験や職場実習	参加者賃金、講師謝金、広告宣伝費、教材費	10万円 (年度内に1回限り)
	職場環境改善	ワーク・ライフ・バランスの推進、従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへの新規加入など職場環境改善にかかる取り組み	謝金(専門家、講師)、規則等改正費用、委託費や外注費用(専門家、コンサル、システム作成業者)、システム導入費、中讃勤労者福祉サービスセンターに新規加入した企業の会費1/2相当額×6か月分など	
	人材確保	市外で開催される合同企業説明会への出席、人材紹介サービスの活用(労働者派遣サービスは不可)	出展料、備品リース料、旅費、運搬費、人材紹介事業者への報酬など	
人材育成	業務に関連する研修と資格の新規取得(普通自動車運転免許を除く)	研修受講料、資格試験の受験料、講師謝金		
新規事業 広告宣伝	新製品などのPRや新規事業分野での広告宣伝(販売・事業開始後3年以内)	広告宣伝費、出張旅費など		20万円 (年度内に1回限り)
販路開拓	展示会出展	販路開拓を目的とした展示会などへの出展(販売目的は不可)	出展料、備品リース料、旅費、運搬費など	10万円 (年度内に1回限り) ※県内の活動は5万円
	IT等活用	自社ホームページなどの新規作成・リニューアル、インターネット(オンライン)ショップの出店・開設	委託費、作成ソフト・マニュアル購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、ネットショップ入会金など	10万円 (年度内に1回限り)
	自社PR ツール作成	自社PRを目的とした会社案内、カタログ、パンフレットの作成(DMやチラシ、広告、POPなどの一時的または簡易的なものや紙媒体ではないものは不可)	デザイン委託費、印刷製本費	10万円 (年度内に1回限り)
経営革新	経営革新に係る専門家の招へい、各種学校や企業などとの連携による研究、事業承継または6次産業化に向けた取り組み、その他必要と認められるもの	専門家謝金、連携による研究にかかる経費、6次産業化に向けた取り組みにかかる経費、その他必要と認められる経費		30万円 (年度内に1回限り)
ブランド開発	特産品開発・改良	市内の地域資源などを活用した新たな特産品の開発や既存商品の改良	専門家謝金、出張旅費、原材料費(試作品作成)、委託費、印刷製本費(パッケージなど)、マーケティング調査費、広告宣伝費など	20万円 (年度内に1回限り)
	デザイン等活用	デザイナーや専門家を活用したパッケージデザインなどの開発や改良、自社ブランドの構築	専門家謝金、出張旅費、デザイン委託費、印刷製本費など	10万円 (年度内に1回限り)
	知的財産権取得	知的財産権のうち、特許権や実用新案権、意匠権、商標権の取得にかかる出願	弁理士等謝金、出願料など出願に要する経費	30万円 (年度内に1回限り)
創業	創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝(創業後1年以内)	広告宣伝費、出張旅費など		30万円 (年度内に1回限り)

補助対象
経費の
2/3
以内

(千円未満
切り捨て)

すべての事業者に 個人情報保護法が適用

5月30日から

市民相談室
☎35-8891



自治会、同窓会、非営利組織にも適用……

《法律改正のポイント》

- 法律改正前では対象外だった5000人以下の個人情報を取り扱う事業者も適用
- 人種、信条、病歴など差別や偏見が生じる可能性がある個人情報を取得する場合には本人の同意が必要
- 特定の個人を識別できないように加工して個人情報を有効に活用
- 「名簿屋対策」で、個人データの第三者提供には確認記録作成を義務化するなど……

自治会などで個人情報を取り扱う場合

	(例)会員名簿を作成し配布する場合
個人情報を 本人から集めるとき	「会員名簿を作成し名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定し明示する。
個人情報を 保管しているとき	事務局で、盗難や紛失または転売しないよう管理し、会員に対しても同様に注意を呼び掛ける。
個人情報を 第三者に提供するとき	原則として本人の同意が必要。「名簿に掲載している会員に配布するため」と伝えて任意で個人情報を提供してもらえば同意を得たことになる(警察からの照会、災害時の安否確認などは同意不要)。



避難準備情報などの名称を変更 高齢者などの避難開始段階を明確に

避難準備・
高齢者等避難開始に



高齢者などの要配慮者が避難を開始する段階を明確にするため、「避難準備情報」の名称が変更されました。とるべき避難行動について再度確認してください。

危機管理課
☎25-4006

変更前	変更後	避難行動
避難準備情報	避難準備・ 高齢者等避難開始	●避難に時間がかかる要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など)とその支援者は避難を開始する。 ●それ以外の人は、気象情報に注意し、危険を感じた場合には、早めに避難する
避難勧告	避難勧告 ※変更なし	●速やかに避難場所へ避難する
避難指示	避難指示(緊急)	●避難していない場合、ただちにその場から避難する。 ●外出が危険な場合は、自宅内のより安全な場所に避難する。

※必ずしもこの順番で発令されるとは限りませんのでご注意ください。

※これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。